東日本大震災・原子力災害伝承館リサーチフェロー運用に関する規程

(定義)

- 第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館(以下「伝承館」という。)研究員を経験した者を リサーチフェローと呼称し、伝承館及びリサーチフェロー相互の発展に資する。
 - 2 リサーチフェローを称する者は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想 推進機構(以下「機構」という)との間にいかなる労働契約も存在せず、職員としての 身分を有しない。

(リサーチフェローへの協力依頼)

- 第2条 リサーチフェローは、伝承館における研究や若手研究員の育成などの推進に資する 観点から、次に掲げる事項について、できる限り伝承館からの協力依頼に応じるもの とする。
 - (1) 伝承館の研究員に対する一時的な指導・助言を行うこと。
 - (2) 伝承館の調査・研究部門との共同研究に参画すること。
 - (3) 伝承館の対外的な広報媒体等に名を連ねるなど、伝承館のイメージアップに関すること。

(リサーチフェローへの情報提供)

- 第3条 伝承館は、リサーチフェローの発展に資する観点から、希望に応じてメール又は郵送等により次に掲げる情報を提供する。ただし、機構情報管理規程第4条に定める秘密情報、機構情報公開規程第7条に定める不開示情報及び機構個人情報の保護に関する規程第2条に定める個人情報については、提供しない。
 - (1) 伝承館が行っている研究活動の情報
 - (2) 伝承館の刊行物の情報
 - (3) その他館長が適当と認める情報

(謝金)

- 第4条 リサーチフェローが、伝承館が主体となって実施する用務を行うために、会議等に 出席したときは謝金を支給するものとする。
 - 2 前項の謝金の額は、福島県の予算基準単価表を準用し、決定する。

(旅費)

- 第5条 リサーチフェローが、伝承館が主体となって実施する用務を行うために、会議等に 出席し、又は旅行したときは旅費を支給するものとする。
 - 2 前項の旅費の額は、福島県旅費条例の例により支給する額に相当する額とする。

附則

この規程は、令和7年3月28日から施行する。